

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業個別接種協力金交付要綱

令和4年4月1日
福祉保健部薬務対策課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に完了させるため、予算で定めるところにより、医療機関に対して、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業実施要領（令和4年4月1日定め。以下「実施要領」という。）に定める協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 前条の協力金の交付の対象は、実施要領第2の事業内容に定める内容であって個別接種を実施する医療機関とする。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、別表のとおりとする。

(請求手続)

第4条 協力金の請求は、規則第3条の規定にかかわらず、医療機関が別記様式第1号に別記様式第2号のうち該当するものを添えて、県が別に提示する対象事業期間ごとに県に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第5条 県は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該請求に係る協力金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、請求の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 県は、前項に定める交付の決定と併せて額の確定をし、医療機関に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、協力金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付の条件)

第7条 交付の決定においては、関係書類の保存について、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておくことを条

件とする。

(交付の方法)

第8条 県は、第5条第2項の規定により確定した協力金の額について、当該交付の決定を受けた医療機関から事前に申出のあった金融機関の口座へ口座振替の方法により、精算払をするものとする。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。ただし、別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	交付額	備考
実施要領第2の1の(1) （診療所における接種体制確保協力金）		
(ア) 週100回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月のそれぞれの期間で4週間以上行う場合 なお、令和4年10月以降においては、それぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に係る接種体制を用意(※)していること。	接種回数に対して回数当たり2,000円	
(イ) 週150回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月のそれぞれの期間で4週間以上行う場合 なお、令和4年10月以降においては、それぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に係る接種体制を用意(※)していること。	接種回数に対して回数当たり3,000円	
(ウ) 50回以上/日の接種を行った場合 なお、令和4年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間又は休日に係る接種体制を用意(※)していること。	1日：10万円	(ア)及び(イ)の要件を満たさない週に属する日に限る。
実施要領第2の1の(2) （病院における接種体制確保協力金）		

<p>(ア) 50 回以上／日の接種を行った場合 なお、令和4年10月以降においては、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間又は休日に係る接種体制を用意(※)していること。</p>	<p>1 日：10 万円</p>	<p>令和4年 11 月末まで</p>
<p>(イ) 病院が特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、令和4年 4・5 月、6・7 月、8・9 月、10・11 月、12・1 月、2・3 月のそれぞれの期間で 4 週間以上ある場合</p>	<p>医師： 1 人 1 時間あたり 7,550 円 看護師等 1 人 1 時間あたり 2,760 円</p>	

※ 「時間外、夜間又は休日」の定義は、次のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することのほか、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
 夜 間：午後 6 時以降（医療機関の診療時間に関わらない。）
 休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）